～ふくしまの歴史と文化財～

文字摺通信

第　１１９　号
２０２６年　９月　１日
発行:文字摺歴史文化社

民家園の価値を理解できない行政人は

民家園をいじらないでください！

『ふくしま市議会だより　VOL231』（令和８年８月１日発行）が届きました。その３ページ目は各常任委員会に付託された議案審査の主な内容の紹介があり、「経済民生委員会」の項に「福島市民家園条例の一部を改正する条例制定の件」がありました。以下紹介します。

（主な改正内容）
⑴民家園の設置目的の改正　「地域振興」を加え、活用の幅を広げる。
⑵旧広瀬座、古民家の貸館関連規定を追加
⑶旧広瀬座入館料（見学料）関連規定を追加
（主な質疑と答弁）
問：民家園の設置目的の改正で「地域振興」を加えた理由
答：条例改正の目的は、古民家を保存するだけではなく、地域資源として積極的に活用し、地域振興につなげていくためである。特に、再整備を終えた旧広瀬座については、国指定重要文化財としての価値を広く知っていただくとともに、地域資源として積極的に活用することで、交流人口の拡大や地域の賑わい創出につなげたいと考えている。

民家園は、私にとって、福島市が全国に誇れる数少ない施設の一つです。しかし、現状は問題点が多々ありますが、今回の条例改正は民家園をますます負の方向へ追いやる改悪としか思えません。

これまでの条例に、設置目的は「市民の教育及び文化の向上に資するため」とあります。これは文化財保護法第１条の「日本の文化財を保存し活用することで国民の文化的向上に資することを目的」としに対応するものです。民家園はそっくりまるごと文化財です。それは市民の文化的向上に資するために設置したもので、その目的は「保存し活用する」ことで達せられるものです。議会だよりで答弁にある「古民家を保存するだけではなく」とは、なんという答弁でしょうか。民家園を活用するためにボランティアで活動している「民家園のつどい」の方々をはじめ諸団体の活動をどのようにとらえているのでしょうか。

そもそもこの条例改正が「文教福祉委員会」でなく「経済民生委員会」で行っていることがおかしいのです。これは文化課を文化振興課として教育委員会から市民文化スポーツ部に移動させたことからこうなったのですが・・・。答弁した部長さんは、民家園を少しでも設置目的に叶うように活動しているボランティアの方々の活動についてはまったく知らないのでしょうね。文化果つる街福島市ですから。

では、どのように改正されたかを紹介します。